

2-7 自動車騒音規制の推移

(単位: デシベル)

自動車騒音の区分	加速走行騒音										定常走行騒音 及び排気騒音					近接排気騒音				
	新車										新車					新車				
	46年 51年 52年 規格	54年 57年 規格	58年 規格	59年 規格	60年 規格	61年 規格	62年 規格	平成 10年 11年 規格	平成 12年 13年 規格	平成 13年 13年 規格	26年 29年 29年 規格	46年 10年 11年 規格	平成 10年 11年 12年 13年 規格	平成 10年 11年 12年 13年 規格	平成 10年 11年 12年 13年 規格	平成 10年 11年 12年 13年 規格	平成 10年 11年 12年 13年 規格			
自動車の種類別	新車、使用過程車の区分																			
	規制年等																			
大型車	大型バス(乗車定員11人以上の自動車)																			
	大型トラック																			
中型車	全輪駆動車、トラクター及びクレーン車																			
	全輪駆動車																			
小型車	軽自動車以外																			
	軽自動車																			
乗用車	乗車定員6人超																			
	乗車定員6人以下																			
二輪自動車	二輪の小型自動車(総排気量が0.250リットルを超えるもの)及び二輪の軽自動車(総排気量が0.125リットル以下のもをいう)																			
	二輪の小型自動車(総排気量が0.250リットル以下のもをいう)																			
自動車	第一種原動機付自転車(総排気量が0.050リットル以下のもの)及び第二種原動機付自転車(総排気量が0.050リットル以下のもをいう)																			
	第一種原動機付自転車(総排気量が0.125リットル以下のもをいう)																			

[備考]

- 平成10年規制の適用時期は、新車は平成10年10月1日、継続生産車は平成11年9月1日、輸入車は平成12年4月1日。
- 平成11年規制の適用時期は、新車は平成11年10月1日、継続生産車は平成12年9月1日、輸入車は平成13年4月1日。
- 平成12年規制の適用時期は、新車は平成12年10月1日、継続生産車は平成13年9月1日、輸入車は平成14年4月1日。
- 平成13年規制の適用時期は、新車は平成13年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成14年9月1日。
- 平成14年規制の適用時期は、新車は平成14年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成15年9月1日。

[注] 平成11年規制より、小型車の自動車種別について変更。それ以前の種別は、上段が小型トラック、バスで、下段が前輪駆動車。